

〇一関工業高等専門学校教職員安全衛生管理規則

(平成16年4月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の安全衛生に関し、必要な事項を定めるものである。

2 この規則に定めのある場合のほか、本校における教職員の安全衛生については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「管理規則」という。）又は他の法令の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、法令及びこの規則の定めるところに従い、教職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、校長その他の関係者が講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

(管理体制)

第4条 校長は、本校における安全及び衛生管理の業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第5条 安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから校長が指名する。

3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の衛生のための教育に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 労働災害を防止するため必要な業務で労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定めるもの。

(安全管理者)

第6条 本校に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、教職員のうちから校長が指名する。

3 安全管理者は、校長の指揮監督の下に、教職員の安全管理に関する業務の推進者として次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 教職員の危険を防止するための措置に関すること。
- 二 教職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。
- 三 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

四 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びに整備に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で安衛則で定めるもの。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第7条 本校に衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助する者とし、安全管理担当者は、安全管理者の事務を補助する者として校長が指名する。

(化学物質管理者)

第7条の2 安衛則第12条の5で定めるリスクアセスメント対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う場合は、同条の定めるところにより、化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した教職員又はこれと同等以上の能力を有すると認められる教職員のほか、次項の事項を担当するために必要な能力を有すると校長が認めた教職員のうちから校長が選任する。

3 化学物質管理者は、安衛則第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとする。

4 校長は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を校内の見やすい箇所に掲示すること等により関係教職員に周知しなければならない。

(保護具着用管理責任者)

第7条の3 前条に基づき化学物質管理者を選任し、安衛則第12条の5で定めるリスクアセスメントの結果に基づく措置として、教職員に保護具を使用させるときは、安衛則第12条の6の定めるところにより、保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると校長が認めた教職員のうちから校長が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、安衛則第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理するものとする。

4 校長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を校内の見やすい箇所に掲示すること等により関係教職員に周知しなければならない。

(産業医)

第8条 安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、校長が法令に定める資格を有する医師である者に委嘱するものとする。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

二 作業環境の維持管理に関すること。

三 作業の管理に関すること。

四 教職員の健康管理に関すること。

五 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

六 衛生教育に関すること。

七 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

八 少なくとも毎月1回は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること。

(作業主任者)

第9条 安衛法第14条の定めるところにより、法令の定める作業を行う作業場所ごとに作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長が指名する。

3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 第1項に定める作業に従事する教職員の指揮

二 安衛則に掲げる業務

(衛生管理者等の指名・委嘱及び解除)

第10条 校長は、第5条から第7条及び第9条に定める衛生管理担当者等の指名及び解除並びに第8条の産業医の委嘱及び解除にあつては通知書(別記様式第1号)をもって行うものとする。

(火元責任者)

第11条 火元責任者は、一関工業高等専門学校防火管理規則(昭和47年規則第5号。以下「防火管理規則」という。)第5条第1項に規定する火気取締責任者とする。

2 火元責任者は、防火管理規則第5条第1項に規定する担当区域内における火災防止に関する事務を行うものとする。

(安全衛生教育)

第12条 校長は、教職員を採用した場合、若しくは教職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、当該教職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行うものとする。

(安全衛生委員会)

第13条 本校に、安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会の組織及び運営については、別に定める。

(教職員の意見を聞くための措置)

第14条 校長は、教職員の安全及び衛生管理に関して教職員の意見を聞くものとする。

(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等)

第14条の2 校長は、安衛則第34条の2の7及び同第34条の2の8の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で教職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの(以下「化学物質等」という。)のうち、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 校長は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。

3 校長は、前2項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、教職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

第15条 校長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料，ガス，蒸気，粉じん，酸素欠乏空気，病原体等による健康障害
- 二 放射線，高温，低温，超音波，騒音，振動，異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視，精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気，廃液又は残さい物による健康障害

(勤務環境等について講ずべき措置)

第16条 校長は、換気その他の空気環境の調整，照明，保温，防湿，清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置，その他教職員の健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(中高年齢教職員等に対する配慮)

第17条 校長は、中高年齢教職員その他健康障害の防止上、特に配慮を必要とする教職員については、配置，業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めなければならない。

(健康診断)

第18条 校長は、次の各号に掲げる教職員の健康診断を行わなければならない。

- 一 採用時健康診断
- 二 一般定期健康診断
- 三 特別定期健康診断
- 四 海外派遣者健康診断
- 五 配置換の際等の健康診断（特定業務に従事した者に限る。）

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目，実施方法等は，校長が別に定める。

(臨時の健康診断)

第19条 校長は、前条の健康診断のほか、必要と認める場合には臨時に教職員の健康診断を行うものとする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第20条 校長は、第18条の規定による健康診断をやむを得ない理由により受診できなかった教職員に対して、当該理由が無くなった後、速やかに健康診断を受けさせなければならない。

2 教職員は、本校が行う健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師又は歯科医師の行うこれらの健康診断の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

(総合的な健康診査)

第21条 校長は、教職員が請求した場合には、機構又は国家公務員共済組合が実施する総合的な健康診査を受けるため労働をしないことを承認することができる。

2 前項の規定により労働をしないことを承認することができる時間は、2日の範囲内で校長が必要と認める時間とする。

(指導区分の決定等)

第22条 校長は、健康診断を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた教職員については、その医師の意見書及びその教職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表に応じて、指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

(事後措置)

第23条 校長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた教職員について、その指導区分に応じ、別表に掲げる基準に従い速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 前項の事後措置は、当該教職員に事後措置通知書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

(病者の就業禁止)

第24条 校長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。

- 一 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病にかかった者

2 校長は、前項の規定により、教職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞き、次の各号に定める事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 一 教職員の職名及び氏名
- 二 業務に就くことを禁止する理由
- 三 業務に就くことを禁止する期間
- 四 文書交付年月日

(健康診断の結果の通知)

第25条 校長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

第26条 校長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとに記録を作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

2 教職員が国の機関、国立大学法人、他の独立行政法人又は機構内の他の学校へ異動した場合

には、異動先へ前項の記録を移管しなければならない。

(危険を防止するための措置)

第27条 校長は、次の各号に掲げる危険による教職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備等による危険
 - 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - 三 電気、熱その他エネルギーによる危険
 - 四 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
 - 五 教職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険
- 2 校長は、教職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第28条 校長は、教職員に対する災害発生危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 校長は、前項の措置を的確かつ円滑に講じることができるようにするため、定期又は随時に防火、避難等の訓練及び救急用具、避難設備等の点検整備を実施しなければならない。

(教職員の遵守)

第29条 教職員は、校長が第27条及び第28条の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(作業環境測定)

第30条 校長は、法令で定める有害業務を行う屋内作業場その他作業場について、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 校長は、前項の結果の評価を行い記録するとともに、必要があると認められるときは、適切な措置を講じなければならない。

(定期自主的検査)

第31条 校長は、安衛法第45条に基づき、ボイラーその他機械等について、定期に自主検査を行い、その結果を記録に残しておかなければならない。

(秘密の保持)

第32条 教職員の安全衛生業務に従事する教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生管理に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
生活規正の面	A	労働を休止する必要があるもの 休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間労働させない。
	B	労働に制限を加える必要があるもの 職務の変更、労働場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により労働を軽減し、かつ、深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間における労働をいう。以下同じ。）、時間外労働（所定労働時間以外の時間における労働で、深夜労働以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	労働をほぼ平常に行っているもの 深夜労働、時間外労働及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの 医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの

別記様式第1号

通 知 書

(氏 名)	(現 職)
(通知内容) 一関工業高等専門学校 に指名する	
(通知年月日) 年 月 日	
一関工業高等専門学校長 □	

事後措置通知書

年 月 日

殿

一関工業高等専門学校長

□

下記のとおり事後措置を決定したので通知します。

記

健康診断月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特別定期健康診断 <input type="checkbox"/> その他()	
種 別			
診 断 所 見			
指 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
指 導 区 分	生活規正の面	A	労働を休止する必要がある。
		B	労働に制限を加える。
		C	労働をほぼ平常に行ってよい。
		D	平常の生活でよい。
	医 療 の 面	1	必要な医療を受けること。
		2	定期的に医師の観察指導を要する。
		3	医療行為は必要としない。

参考

○安全衛生管理組織

